

令和6年第1回長久手市議会定例会
追加議案一覧表

議案番号	件名	所管
議案第38号	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	市長公室
議案第39号	長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	市長公室
議案第40号	長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	くらし文化部

令和6年第1回長久手市議会定例会 議事日程 (案)

一般質問

順序	区分	氏名	日程 A 案	日程 B 案
1	代表	無会派の会 田崎あきひさ 議員	3月5日(火) 代表6人	3月5日(火) 代表 5人
2	〃	ながくて 山田けんたろう 議員		
3	〃	みらい 野村 弘 議員		
4	〃	翼 大島 令子 議員		
5	〃	香流 なかじま和代 議員		
6	〃	公明党 ささせ 順子 議員		
7	個人	水野 勝康 議員	3月7日(木) 個人5人	3月7日(木) 代表 1人 個人 4人
8	〃	にしだ 亮太 議員		
9	〃	山田かずひこ 議員		
10	〃	木村 さゆり 議員		
11	〃	わたなべさつ子 議員		
12	〃	おくだけんじ 議員	3月8日(金) 個人4人	3月8日(金) 個人 5人
13	〃	富田 えいじ 議員		
14	〃	伊藤 真規子 議員		
15	〃	川合ともゆき 議員		

令和6年第1回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件名及び要旨	請 願 者 及 び 紹 介 議 員	審 議 結 果
第1号 2月14日		<p>件名 ワクチン接種記録の保存期間の延長を求める請願書</p> <p>要旨 1 ワクチン接種記録の保存期間を国が法令で定める現状の5年から『11年以上保存』に延長してほしい。 2 1の実現をするために長久手市議会からも接種記録の保存期間の延長変更に関して、長久手市長に対して働きかけてほしい。</p>	<p>請願者 長久手市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 他111名</p> <p>紹介議員 にしだ亮太 富田えいじ なかじま和代 山田けんたろう</p>	



ワクチン接種記録の保存期間の延長を求める請願書

令和 6年 2月14日

長久手市議会議員 岡崎つよし 様

請願代表者 長久手市 [REDACTED]

[REDACTED]

他 / / / 名

紹介議員代表 長久手市議会議員 にしだ 亮太

長久手市議会議員 富田えいじ、
たかしま 和伸、
山田けんたろう

1 請願趣旨

現在、市民に様々なワクチンの接種が行われています。ごく稀ではありますが重度の副反応や後遺症の報告があります。当事者においては、今までの当たり前だった生活が全て崩れ去り、起こったことが全てとなります。

令和 5年 6月の富田えいじ市議の一般質問によると、長久手市でも新型コロナワクチン接種後に体調を崩され、厚生労働省へ提出された「副反応疑い報告」が16件、「健康被害救済制度申請」をされた方が7件との答弁がありました。

現在の接種記録の運用状況だと、接種から5年を超えてこのような健康被害が発生しても自治体や国、医療機関ではデータ、カルテなどを破棄してしまっている恐れがあり、本人が接種券等を保管していない場合、公的資料が全くない状態となってしまいます。過去の薬害では、医師の診療記録であるカルテの破棄が救済の壁となった例もあるとのこと。

東京都小平市や千葉県我孫子市では、市議会に取り上げられたことにより、保存期間を自治体独自の判断でそれぞれ 30年と10年に延長されています。

過去の薬害では和解までに26年の歳月を要した歴史もあることから、『長久手市文書取扱規程』第35条別表、「11年以上保存:4 審査請求、訴願、訴訟及び和解等に関する特に重要な文書」に該当する可能性があります。

接種台帳の保存期間は自治体の判断で延長できます。長久手市民に接種される全てのワクチンについて、市民の生命と財産を守り健全な生活維持のために、市民の命の尊さを心に刻み、このまま国が法令で定める現状の5年で接種記録を破棄することなく、長久手市においても予防接種記録の長期保存『11年以上保存』への変更をお願い致します。

なお、今後開発承認される予防接種についても、同様に予防接種記録の長期保存をお願い致します。



2 請願事項

請願者の願いとしては、

- ① ワクチン接種記録の保存期間を国が法令で定める現状の5年から『11年以上保存』に延長してほしい。
- ② ①の実現をするために長久手市議会からも接種記録の保存期間の延長変更に関して、長久手市長に対して働きかけてほしい。

令和6年第1回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第1号 2月14日		サイクリングロードの早期計画、設置に向けての陳情書	長久手市 [REDACTED] [REDACTED] 長久手市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	

◆ サイクリングロードの早期計画、設置に向けての陳情書 ◆

長久手市議会議員 岡崎つよし様

令和6年2月14日

陳情者： 住所 長久手市 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
住所 長久手市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

1. 陳情趣旨

長久手市前熊の香流川緑地から延びるルートの再生に向けた工事及び開発を早急に進め、幅広い年齢の市民が安全かつ安心して有効活用出来るエリアのロード環境整備をして下さい。

ロードの整備をするとジブリパークに訪れる国内外の観光客の囲い込みや、地域学校の学生、有力企業による公共活動への参画が見込めます。

また、綺麗にした香流川沿いエリアを活用するイベント、スポーツ事業の発信をすることで、自然との共生の実現や、子育て世代、シニア層が交わる憩いの場の創造につながります。

「住みたい街長久手」「楽しく暮らせる長久手」を目指し、官民の枠を超えた「人生100年時代」に相応しい健康を軸にした新しい街づくりのため、一日も早く「サイクルシティー長久手」「長久手ウォーキング構想」を発信できるよう、最大限の協力、努力、早期実現をお願いします。

2. 陳情事項 (添付地図参照)

- ① サイクルロードサインの設置をお願いします。
- ② 河川敷周辺整備・美化の管理を進めてください。



③ 各種交通安全対策（横断歩道の設置に向けた環境整備）を早急に対応して下さい。

④ 史跡等の歴史遺産の表示方法見直しを進めてください。

3. 陳情理由

健康寿命が叫ばれている昨今ですが、自然環境が衰退しているエリアや、安全に通行しにくくなっているルートが目立ち、河川敷の利用頻度も減少しています。健康生活の上からもとても残念な状況を招いてしまっているのを目の当たりにしてしまいます。

これらを適時整備し、随時、安全快適に利用できるフィールドに再生し、関係各所の協働による活発な利用を促進したい。地域の住民、企業、学校を巻き込み、自然豊かな長久手で、ジブリなどを訪れる観光客、学生、シニア、未就学児、子育て夫婦も楽しく遊び、暮らせる住環境を早急に整備し、長久手の活性化に官民の協力で早期実現に向け始動したい。

4. 抱える問題点

既存施設の有効利用率が低いのではないか。

モリコロパーク、ジブリとの共同事業が少ない様に思います。（ご当地長久手の出番はないのか？）

安全に歩ける、サイクリングできる、散策できる環境が整っていない（他地区への視察必要）

企業、学生、観光客の交流イベントを、増やしたらどうか？

世界的なエコ志向（ゼロカーボン）であるサイクリングへの早期対応が不可欠。

点での管理が独り歩きし、線での包括的な展開に成っていないのではないか？

SNSなどを活用しての斬新なイベント発信が遅れている（あっ！ はっ！とする企画）

若い世代を動かせる様な斬新なアイデアイベントを増やしたい。

【他都市の場合は】



最低このレベルは希望します



整備が行き届いている



安全が確保された理想的な環境



彼岸花の法面



車幅、柵、構造、立ち木ともに理想的



京都府与謝野町 野田川 CR 理想的な道幅



京都府舞鶴市 府道 51 号



安城市内ロードサイン



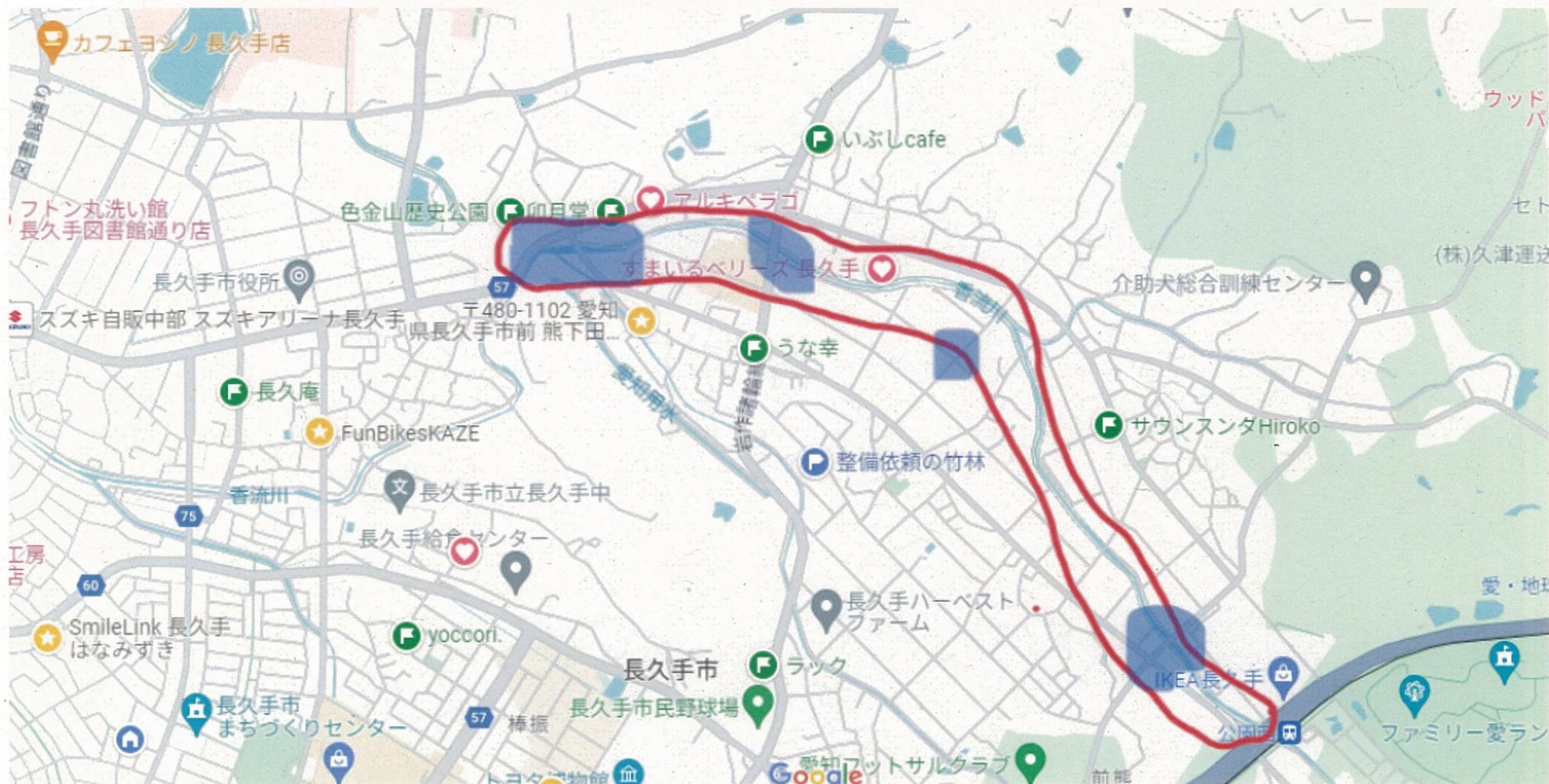
碧南レールパーク(サイン、ロード素材)



三方五湖サイクリングロードサイン



渥美サイクリングロード





令和6年第1回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第2号 2月14日		政党機関紙の庁舎内勧誘行為 の実態調査を求める陳情	名古屋市名東区 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	



令和6年2月14日

長久手市議会議長 殿

陳情者住所 名古屋市名東区

電話番号

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、2023年度だけで地方議会35か所、そのうち愛知県では、高浜市、幸田町、安城市、豊明市、津島市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割(3人に1人)、多い自治体では8割(5人に4人)にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。近年は、陳情提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどです。

具体例として「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が採択された鹿児島県霧島市の調査結果（令和5年12月）では、管理職の9割もが勤務時間中などに勧誘され、購読を断れず、庁舎内で集金や配達に応じている実態が浮き彫りになりました。自由意見欄には、「仕方なく購読を続けているが、本当はやめたい」「執行部側にも一定の対応指針を出してほしい」等の職員の苦悩の声が多数寄せられています。今回の実態調査が行われるまで、こうした勧誘実態や職員の想いは「見て見ぬふり」「声なき声」として執行部や議会から無視され続けてきたのです。（添付資料参照）

長久手市では12月議会運営委員会で「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」は『本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える』となりました。理由は、強制の実体がない、職員からの苦情がない等でした。しかしこの理由はあくまでも想像であり、実態は調査していないので不明です。そこで今回は、議会から行政への実体の調査を要望するようお願いする陳情を出しました。

一方行政側では、「政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める愛知県民の会」が提出した要望書の回答で「政党機関紙の勧誘は許可証の必要な行為」との見解を述べていますが、政党機関紙から許可証の申請はされていません。



庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「長久手市役所内においては、職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ない」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘に対して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

<陳情項目>

長久手市役所においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

6 長情第3号
令和6年1月19日

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の
自粛を求める愛知県民の会
代表 XXXXXXXXXX 様

長久手市長 佐藤有美



政党機関紙の庁舎内勧誘における実態調査を求める要望書について（回答）

令和6年1月9日付けでいただきました要望書について、回答します。

要望項目④の「庁舎内の政党機関紙の勧誘行為」について、長久手市庁内管理規則には、許可を必要とする行為のひとつとして「物品の販売その他これに類する商業的行為をすること」が定められています。

よろしく申し上げます。

財政課 0561-56-0606

情報課 0561-56-0601

【討議資料】 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合（令和5年実施分）

霧島市	56.2%
大磯町	30.0%
南足柄市	27.6%
潟上市	44.4%
千歳市	71.2%
高砂市	50.0%
長崎市	55.0%
山陽小野田市	82.7%

令和5年1年間で上記8自治体のほか、千葉県柏市と千葉県長生村が「議員から職員へのハラスメントの実態調査」をそれぞれ実施し、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実態が明らかになった。陳情提出や陳情採択を受け、各地で「実態調査とハラスメント防止」が更に進んでいます。

鹿児島県 霧島市（2023年12月）

対象：管理職員82名 回答79名（回答率96.3%）

結果：同市市議会議員から勧誘を受け購読したと63人（約8割）が回答。庁舎内での集金100%、庁舎内の配達96.8%。市議から勧誘を受けた職員（67人）のうち、約6割（37人）が心理的圧力を感じている。なお、すべて特定政党からで、勤務中（対面・電話）の勧誘が88.1%にのぼった。

神奈川県 大磯町（2023年8月）

対象：管理職員115名 回答57名（回答率49.6%）

結果：同町町議会議員から購読の勧誘を受け、庁舎内で集金・配達に応じていると、11人（2割）が回答。町議から勧誘を受けた職員（20人）のうち、約3割（6人）が心理的圧力を感じている。

神奈川県 南足柄市（2023年6月）

対象：管理職員49名 回答43名（回答率87.8%）

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人（4割）が回答。市議から勧誘を受けた職員（29人）のうち、約3割（8人）が心理的圧力を感じている。

秋田県 潟上市（2023年6月）

対象：管理職員27名 回答25名（回答率92.6%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約4割（4人）の心理的圧力を感じ、4人ともが購読した。

北海道 千歳市（2023年3月）

対象：管理職員140名 回答120名（回答率85.7%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人（半数以上）が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割（47人）の心理的圧力を感じ、35人が購読した。

兵庫県 高砂市（2023年3月）

対象：管理職員163名 回答132名（回答率81.0%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、5割（16人）が心理的圧力を感じている。

長崎県 長崎市 (2023年3月)

対象：管理職261名 回答196名 (回答率75.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、5割以上(94人)が心理的圧力を感じている。

山口県 山陽小野田市 (2023年1月)

対象：管理職237名 回答146名 (回答率59.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(43人)が心理的圧力を感じている。

令和4年以前のアンケート実施事例

千葉県 千葉市 (2020年10月)

対象：管理職885名 回答745名 (回答率84.2%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人(73.3%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割(377人)が購読への心理的圧力を感じた。

石川県 金沢市 (2019年2月)

対象：課長補佐級以上の一般職員667名 回答537名 (回答率80.5%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人(40.4%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(171人)が購読への心理的圧力を感じた。

青森県 大鰐町 (2014年7月)

対象：職員141名 回答47名 (回答率33.3%)

結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人(34.0%)が回答。
町議から勧誘を受けた職員のうち、5割(8人)の職員が購読への心理的圧力を感じた。

神奈川県 川崎市 (2003年3月)

対象：職員3687名 回答2903名 (回答率78.7%)

結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人(39.8%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(891人)の職員が購読への心理的圧力を感じた。

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合 (令和4年以前)

千葉市

69.0%

金沢市

78.8%

大鰐町

50.0%

川崎市

77.2%

鹿児島県霧島市で実施したアンケート結果

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケートについて

対象者	82人
回答者数	79人
回答率	96.3%

令和5年11月27日～12月6日に管理職を対象に無記名アンケートを実施。

質問	回答	件数	回答数	割合
【1】本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。	ある	67	79	84.8%
	ない	12		15.2%
【2】勧誘を受けた時の職位についてお聞きします。(複数回答可)	部長級	0	70	0.0%
	課長級	61		87.1%
	G長級	9		12.9%
【3】勧誘を受けた政党数はいくつありますか。	1政党	67	67	100.0%
	2政党	0		0.0%
	3政党	0		0.0%
	それ以上	0		0.0%
【4】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、どのような状況でしたか。	勤務中(対面、電話を含む)	59	67	88.1%
	勤務時間以外	8		11.9%
【5】問4で「勤務中(対面、電話を含む)」と答えた方にお聞きします。勧誘を受けた場所はどこですか。	執務室内	39	59	66.1%
	窓口カウンター	10		16.9%
	電話	7		11.9%
	その他	3		5.1%
【その他コメント】 議会一般質問に伴う取材終了後、議会棟にて/通路/執務室外の廊下				
【6】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますか。	ある	37	67	55.2%
	ない	30		44.8%
【7】勧誘を受けた政党機関紙を購読しましたか。	購読した	56	67	83.6%
	購読したが、現在は購読していない	7		10.4%
	購読を断った	4		6.0%

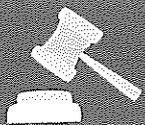
質問	回答	件数	回答数	割合
【8】問7で「購読した」、「購読したが、現在は購読していない」と答えた方にお聞きします。政党機関紙の配達はどのような方法でされています（いました）か。	自席へ配達	11	63	17.5%
	窓口カウンターに配達	49		77.8%
	課等のポストに配達	1		1.6%
	自宅へ配達	2		3.2%
	その他	0		0.0%
【9】問7で「購読した」、「購読したが、現在は購読していない」と答えた方にお聞きします。購読料金の支払いはどのような方法でしています（いました）か。	勤務中に現金払い	60	63	95.2%
	勤務時間以外に現金払い	3		4.8%
	口座振込またはクレジット決済	0		0.0%
【10】問9で「勤務中に現金払い」と答えた方にお聞きします。どこで支払いを行っています（いました）か。	執務室内	7	60	11.7%
	窓口カウンター	53		88.3%
	その他	0		0.0%
【11】問7で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか。	ある	2	4	50.0%
	ない	2		50.0%
【12】問6で圧力を感じたことが「ある」と答えた方にお聞きします。その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）	部長級	0	39	0.0%
	課長級	34		87.2%
	G長級	5		12.8%
【13】その他、政党機関紙の購読に対し、ご意見があれば記入をお願いします。		19		詳細別紙
	【主な意見】 ○課長は全員購読していると思っていた ○これまでの慣習で断りにくかった ○議員が2人揃って来られると断りにくかった ○希望して購読している訳ではない ○やめたいが言い出しにくい ○勧誘があった時に断ることが出来るか聞いたがスルーされた			

アンケートに寄せられた職員の声

令和5年12月に霧島市が実施したアンケート「自由意見欄」より

- ▶課長に昇進したら、勧誘を受け、正直仕方なく購読を続けている。
- ▶二人の議員と一緒に直接対面をお願い（勧誘）されると断りにくい。一種の圧力。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できることなら購読を止めたいが、気が弱いので、できない。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたいところである。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶実際にどれくらいの割合の職員が購読しているのかを今回のアンケートで知り得ることも、その判断材料になると思う。
- ▶どの政党の機関紙の購読の有無にかかわらず、必要な情報は自ら収集します。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。
- ▶新聞購読は個人の自由意思によって契約が行われるべきであり、職位に対し購読「要求」すべきものではないものとする。職員が、政党構成員からの購読要求に応じないで済むよう、執行部側の一定の指針があってもよいのではないだろうか。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。次ページにアンケート例を掲載。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●千歳市（北海道）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果

※3/7依頼、3/15までに回答のあったものの集計

調査依頼件数 課長・次長・部長職 140名（市民病院は事務局配属職員のみ）
 回答件数 120名（回答率85.7%）
 未回答 20名

問1 本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 66名（55.0%）
 ない 54名（45.0%）

問2 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。

市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというように
 圧力を感じたことがありますか。

ある 47名（71.9%）
 ない 19名（28.8%）

問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その政党機関紙を購読しましたか？

購読した 35名（74.5%）
 購読を断った 12名（25.5%）

問4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。

購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 4名（33.3%）
 ない 8名（66.7%）

問5 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）

課長級 39件
 次長級 14件
 部長級 4件

●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
 ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか			
	ある	ない		
	546人	73.3%	199人	26.7%
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答			
	感じた	感じない	未回答	
	377人	69.0%	159人	29.1%
			10人	1.8%



ハラスメントに関するアンケート結果について 長生村がアンケート 令和5年6月

ハラスメントアンケート調査結果		役場職員用
実施期間	令和5年6月28日～令和5年7月7日	
対象者	141名の内103名の回答	
問1	議員からハラスメントを受けたことがありますか？ ある 26 / 103	
問2	議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか？ ある 19 / 103	
問3/問4	どのようなハラスメント行為がありましたか(複数回答あり)	計 141
	パワハラ	
	威圧的・高圧的な発言	28
	理不尽な要求	20
	大声での叱責、意に沿わない対応に桐喝	18
	機関紙の勧誘、購読の強要	9
	横暴な態度	9
	勤務時間外での対応(電話含む)	8
	急な業務の変更及び延期	6
	食事、酒席への強要	5
	挨拶しても無視される	4
	長時間拘束される	4
	優越的な関係を背景とした要求	4
	過剰な資料要求	4
	業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求	4
	容姿に関すること	3
	理不尽な罵倒	2
	人格の否定する発言や個人を攻撃する	2
	物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等	2
	プライベートの話を聞かされる	2
	同調するよう圧力をかける	2
	労働者の就業環境を害した	2
	配慮に欠ける発言	1
	課長職以外の職員とは話をしようと思わない	1
	自分の過ちを訂正しない	1

職員2割が「村議からハラスメントを受けた」 威圧的な発言、理不尽な要求、機関紙の勧誘・購読の強要も

- 小倉利一議員(村議会議長、無所属)「こんなにあったのかと思った」
(千葉日報9月20日付より)
- 関克也議員(議会改革特別委員長、共産党)「思ったよりも多かった。意識改革をしてハラスメントが起きない環境を」(朝日新聞9月25日付より)

問6	誰かに相談しましたか(複数回答あり)	計 44
	相談できなかった	19
	上司	7
	同僚	6
	家族	4
	議員	3
	課内等で共有した	3
	友人	1
	弁護士	1
問7	ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか(複数回答あり)	計 47
	何もしなかった(我慢した、言えなかった)	18
	相手にはっきり伝えた	9
	上司がフォローしてくれた	5
	受け流した	3
	上司に相談した	3
	謝った	2
	相談した	2
	相手にわからせようとした	2
	上司に相談したがフォローしてくれなかった	1
	当事者ではないため	1
	録音機の使用	1
問8	ハラスメントがあった際、何もしなかったのはなぜですか(複数回答あり)	計 31
	相談しても解決しないと思ったから	6
	業務に支障がでると思ったから	5
	仕返しをされと思ったから	5
	職場での立場が悪くなりそうだから	3
	上司が我慢していたから	2
	我慢した方がいいと思ったから	2
	助けてくれる職員がいないから	2
	改善の余地がないと思ったから	2
	庁舎内に広まると思ったから	1
	上司の判断	1
	上司に相談したが取り合ってもらえなかった	1
	口止めされていたから	1

千葉県長生村議会は、パワハラ問題をきっかけに、6～7月に職員と議員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施。村議からハラスメントを受けたことがあると答えた職員が26人にのぼった(「見た」は19人)。

具体的なハラスメント行為の訴えで4番目に多かったのが議員による職員への「機関紙の勧誘、購読の強要」(9人)である。

また、ハラスメントがあっても「相談できなかった」「我慢した」。その理由として「相談しても解決しない」「仕返しをされると思った」「職場での立場が悪くなりそう」と答えているところに、職員の苦しい本音が表れている。

政党機関紙勧誘に関する庁舎内管理規則の適用事例

そもそも、ほぼ全ての自治体において、庁舎管理規則によって、行政関係者、一般住民を問わず、「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずです。例えば、横浜市や町田市の事例を見ても、政党機関紙の勧誘・営業行為は、庁舎管理規則の営業許可申請事項であり、「無許可営業は禁止」である旨が明示されています。

横浜市(神奈川県)

令和5年8月28日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局(区)に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第25号(付託外) 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の自粛等を求める件

【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないように、引き続き周知していきます。

町田市(東京都)

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。(副市長から職員への依命通達 令和元年11月5日付)

【討議資料】令和5年3～12月議会にて、庁舎内の政党機関紙勧誘の自粛等を求めた陳情の採択状況

■北海道	■千歳市（3月） ■釧路市（9月）	■東京都	■調布市（3月） ■武蔵村山市（3月） ■清瀬市（3月） ■稲城市（3月）	■長野県	■岡谷市（9月）
■岩手県	■滝沢市（6月）			■岐阜県	■中津川市（3月）
■秋田県	■上小阿仁村（3月） ■北秋田市（3月） ■湯沢市（3月） ■八郎潟町（3月） ■潟上市（6月）	■神奈川県	■南足柄市（6月） ■綾瀬市（6月） ■厚木市（9月） ■大和市（9月） ■伊勢原市（9月） ■海老名市（9月） ■座間市（9月） ■寒川町（9月） ■清川村（9月） ■逗子市（12月） ■愛川町（12月）	■愛知県	■高浜市（3月） ■幸田町（3月） ■豊明市（12月） ■安城市（12月） ■津島市（12月）
■山形県	■寒河江市（3月）			■兵庫県	■高砂市（3月）
■福島県	■北塩原村（3月）			■鹿児島県	■霧島市（12月）
■埼玉県	■加須市（12月）				

地方議会35か所で陳情「採択」「趣旨採択」された他、「現在、実態調査中」の議会、「庁舎内の勧誘行為は禁止事項」と確認した議会、「現在は勧誘行為が皆無であること」を確認した議会、「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は厳格に禁止する」とした議会等がある。

陳情討議において出された意見等

中津川市（岐阜県）

総務企画委員会で討議され、「もっともな陳情である」「庁舎内で議員と職員がお金のやりとりをするのはあまりよろしくない。個人のもものは自宅等の配送が望ましいのではないか」「議員として、職員の方の気持ち、考え方を十分尊重しないと」等の意見がだされ、委員会まとめとして「議員は、庁舎内での勧誘配達を自粛することが望ましいと考えられる。また職員への周知や相談窓口等の対応は執行部で検討していただくことを市に申し入れる」とした。

高浜市（愛知県）

反対意見「職員にとっては、購読するかどうかは個人の思想、良心の自由です」
賛成意見「私は元市の職員でした。議員さんからお話があり、一般質問だとかそういった関係上、やはり取らなきゃいけないのかなというような感じはしていました。当時はとにかくある議員さん等から相当、圧力が、係長や主査のくせに偉そうにというようなことも言われた経験があります。今の行政の職員も（程度の違いはあれ）同じように感じていると思います」

幸田町（愛知県）

賛成意見「全国的にこの問題が言われるようになってきました。幸田町でも実際に購読の実態があります。率先的に職員自体が売ってくれと言っているのか、無理やり勧誘させられているかはわかりません。ただ一部では『やはり、ない方がいい』という話を聞いています。現状を踏まえたときには、やはり庁舎内での販売等々に関しては、やはり自粛してほしいと思います。」「議員が圧力をかけたつもりはなくても、実際にかかりやすい。断りにくい。庁舎内では自粛し、よい形で機関紙の購読をしていただける体制をとってほしいと思っています」

令和6年第1回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年2月21日(水)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 4 議案説明員について
 - 5 議員派遣の結果について
- 第4 議案第2号令和6年度長久手市一般会計予算から議案第40号長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまで
(議案の上程、施政方針、提案者の説明)
- 第5 議案第9号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第11号）及び議案第23号長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
(議案に対する質疑、委員会付託)
- 第6 同意案第1号長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第7 同意案第2号長久手市公平委員会の委員の選任について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和6年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年2月22日(木)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
請願の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 議案第9号及び議案第23号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第4 請願第1号ワクチン接種記録の保存期間の延長を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第5 議案第2号から議案第8号令和6年度長久手市下水道事業会計予算まで、
議案第10号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第12号）から議案
第22号長久手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例についてまで及び議案第24号リニモテラス公益施
設条例の一部を改正する条例についてから議案第40号まで並びに請願第
1号
(議案等に対する質疑、委員会付託)

令和6年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年3月5日(火)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(代表質問)

無会派の会	田崎あきひさ	議員
ながくて	山田けんたろう	議員
みらい	野村弘	議員
翼	大島令子	議員
香流	なかじま和代	議員
公明党	ささせ順子	議員

B 案

第1 一般質問

(代表質問)

無会派の会	田崎あきひさ	議員
ながくて	山田けんたろう	議員
みらい	野村弘	議員
翼	大島令子	議員
香流	なかじま和代	議員

令和6年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年3月7日(木)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(個人質問)

水野勝康 議員

にしだ亮太 議員

山田かずひこ 議員

木村さゆり 議員

わたなべさつ子 議員

B 案

第1 一般質問

(代表質問)

公明党 ささせ順子 議員

(個人質問)

水野勝康 議員

にしだ亮太 議員

山田かずひこ 議員

木村さゆり 議員

令和6年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年3月8日(金)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(個人質問)

おくだけんじ 議員

富田えいじ 議員

伊藤真規子 議員

川合ともゆき 議員

B 案

第1 一般質問

(個人質問)

わたなべさつ子 議員

おくだけんじ 議員

富田えいじ 議員

伊藤真規子 議員

川合ともゆき 議員

令和6年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年3月21日(木)午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第8号まで、議案第10号から議案第22号
号まで及び議案第24号から議案第40号まで並びに請願第1号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

令和6年2月5日

広報広聴協議会広聴部会長 山田かずひこ

議員派遣結果報告書

令和5年第4回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

- 1 件名
広報広聴協議会広聴部会行政視察
- 2 目的
議会広聴に関する取組の研究
- 3 派遣場所
滋賀県彦根市
- 4 期日
令和6年1月11日（木）
- 5 派遣議員
広報広聴協議会長 なかじま和代
広聴部会員 山田かずひこ ささせ順子 伊藤真規子 大島令子
おくだけんじ 川合ともゆき 富田えいじ
- 6 概要
「滋賀大学との連携」「議会報告会の取り組み」「シール形式でのアンケート」
- 7 所感

彦根市議会も長久手市議会と同様に、議会報告会は参加者が減少しているということから、各種団体を対象とした意見交換を中心にワークショップ形式での開催を常任委員会ごとに行っていた。

しかし、一般市民の声が聞けていないとの課題が見つかり、開催方法を検討し、参加者が気楽に参加でき、気軽に意見を出すことができるようにするために、新たな取り組みとして、ワールドカフェ方式「カタリバ」での開催を行っている。ファシリテーターは滋賀大学の学生が行っていることである。

また、大型ショッピングセンターへ出向いていき、クイズを活用したオープン型の報告会を行ったり、多くの来場者が見込まれる「彦根ゆかたまつり」の会場でブースを設置し、市議会の「のぼり」を立ててシール形式でのアンケートを行い、655名の回答をもらっている。

大学連携について、平成29年8月1日に滋賀大学経済学部と彦根市議会との連携および協力に関する協定書を締結している。

協力事項は、滋賀大学経済学部における教育・研究活動の充実・発展に資する事業、彦根市議会における広報・広聴活動等、活動の充実・発展に

関する事業である。

連携により、学生が議会だよりや広報紙の作成に関わることで、学生目線からの新たな気づき、発見があるとのことである。

また、議員インターンシップを実施し、5名の議員が学生1名～2名を1か月半受け入れ、議員の活動内容を見てもらっている。

今回、彦根市議会の視察から、議会報告会を固定的に捉えることなく、議会側から出向き、ワールドカフェ方式での意見交換を行うことは、効果があると感じた。

多くの人が集まる場所でのクイズ方式やシール形式でのアンケート調査など、新しい取り組みに挑戦すべきである。

8 その他

令和6年能登半島地震の発生により、令和6年1月10日（水）石川県加賀市議会への視察は中止した。

- | 議案番号 | 件名 |
|----------|---|
| 議案第 17 号 | 温泉交流施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について |
| 議案第 18 号 | 長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 19 号 | 長久手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 20 号 | 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 21 号 | 長久手市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第 22 号 | 長久手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 24 号 | リニモテラス公益施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 25 号 | 長久手市卯塚墓園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 33 号 | 名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業の完了に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第 34 号 | 長久手市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 35 号 | 史跡長久手古戦場ガイダンス施設建設工事（ゼロ債務）請負契約の締結について |
| 議案第 37 号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 38 号 | 長久手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 39 号 | 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 40 号 | 長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |

令和6年第2回長久手市議会臨時会会期日程(案)

(令和6年5月7日 1日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	5月7日	火	午前10時	臨時会

4月26日(金)午前10時 議会運営委員会
5月 8日(水) 予備日

令和6年第2回長久手市議会定例会会期日程(案) (令和6年6月3日～6月27日 25日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	6月3日	月	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	6月4日	火	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	6月5日	水		休 会
第4日	6月6日	木	午前9時30分	常任委員会
第5日	6月7日	金	午前9時30分	常任委員会
第6日	6月8日	土		休 会
第7日	6月9日	日		休 会
第8日	6月10日	月		予 備 日
第9日	6月11日	火		休 会
第10日	6月12日	水		休 会
第11日	6月13日	木		休 会
第12日	6月14日	金		休 会
第13日	6月15日	土		休 会
第14日	6月16日	日		休 会
第15日	6月17日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	6月18日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第17日	6月19日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第18日	6月20日	木		予 備 日
第19日	6月21日	金	午前9時30分	予算決算委員会
第20日	6月22日	土		休 会
第21日	6月23日	日		休 会
第22日	6月24日	月		予 備 日
第23日	6月25日	火	午前10時	議会運営委員会
第24日	6月26日	水		休 会
第25日	6月27日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

5月20日(月)午前10時 議会運営委員会

5月27日(月)午前8時30分から 5月28日(火)正午まで
一般質問通告受付

5月28日(火)正午 陳情書及び請願書等受付締切り

5月30日(木)午前10時 議会運営委員会

発委第1号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年3月21日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 山田けんたろう

説 明

この案を提出するのは、議員報酬月額の改定に関し、長久手市議会の議員の
議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するため必要があ
るからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考（略）	別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考（略）

【別記1】

改正後

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万7,000円	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手町条例第3号）の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額					
副議長	43万1,000円						
常任委員会 (予算決算 委員会を除 く。以下同 じ。) 委員	37万9,000円						

長及び議会 運営委員会 の委員長	
常任委員会 及び議会運 営委員会の 副委員長	37万4,000円
議員（議長、 副議長、常 任委員会及 び議会運営 委員会の委 員長並びに 副委員長を 除く。）	36万9,000円

改正前

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万6,000円	長久手市特別職の職員で常勤のもの給 与及び旅費に関する条例（昭和41年長久 手町条例第3号）の規定による市長に支給 する旅費の額に相当する額					
副議長	43万円						
常任委員会 (予算決算	37万8,000円						

委員会を除く。以下同じ。) 委員長及び議会運営委員会の委員長	
常任委員会及び議会運営委員会の副委員長	37万3,000円
議員(議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長を除く。)	36万8,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。